

原子力災害対策指針（改定原案）のポイント

平成 25 年 4 月 10 日
原子力規制庁

- 原子力災害対策指針は、平成 24 年 10 月 31 日に策定され、また、平成 25 年 2 月 27 日に緊急時における判断や防護措置実施の基準の具体化等のための改定が行われたが、いくつかの事項については、指針の内容充実のため更なる議論が必要なものとして検討課題とした。
- この度、その検討課題のうち、①緊急時モニタリング等の在り方、②被ばく医療の在り方のうち安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事項について、検討チーム等において検討を進めてきたところ、その結果がとりまとまったため、以下のとおり、指針に反映を行う。

1. 緊急時モニタリング等の在り方

○緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化

【P 3～9、P 12～14、P 16、P 18】

- ・緊急時モニタリングの実施体制として、国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとることを記載。
- ・緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備すること、国は要員・資機材の動員計画を作成すること、地方公共団体は国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定めること等を記載。
- ・発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定すること、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを実施すること、緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施すること等を記載。

2. 安定ヨウ素剤の配布・服用

○安定ヨウ素剤の事前配布の方法等の具体化

【P10～12、P14～16、P18～19】

- ・ P A Z（施設から5km圏内目安）においては、地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを記載。その上で、地方公共団体には、緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄することが必要であることを記載。
- ・ P A Z外においては、地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行うことを記載。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域では、P A Zと同様、事前配布も可能である旨を記載。
- ・ 緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することを記載。

3. 今後の予定

4月10日（水）	原子力規制委員会において改定原案を提示
4月10日（水）	パブリックコメント開始
5月 9日（木）	パブリックコメント〆切
5月中	原子力規制委員会において改定案を決定

以上

緊急時モニタリングの在り方について

実施体制

国の統括で、国、地方公共団体、原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを実施、関係指定公共機関が支援

事前措置

- ・国は現地に緊急時モニタリングセンターの体制を準備
- ・国は要員・資機材の動員計画を作成
- ・緊急時モニタリングセンターに入る関係者は連絡会、訓練等により業務品質を向上
- ・地方公共団体は、国、原子力事業者の協力を受けて、緊急時モニタリング計画を作成

発災後

実施

警戒事態

- ・緊急時モニタリングの準備を開始



施設敷地
緊急事態

- ・国は速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成
- ・関係者は初動対応、続いて緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングを実施

全面緊急
事態

- ・初期モニタリングではOILによる防護措置の判断に必要な空間線量率の測定を優先
- ・モニタリング結果は国で集約し、解析・評価
- ・モニタリング結果の公表は国が一元的に実施

初期モニタリング以外の緊急時モニタリングの在り方は、引き続き検討予定

安定ヨウ素剤の事前配布について

図2

PAZ内

地方公共団体が購入

- ・公共施設(庁舎、保健所、医療施設等)で管理。

※地方公共団体は、事前配布以外に、緊急時の紛失等に備えて予備の安定ヨウ素剤を購入、備蓄。

住民向けの説明

- ・原則として医師により、服用目的、保管方法、服用方法、副作用・アレルギー・過剰摂取に関する注意点等を説明。
- ・住民は、原則として説明会に参加。説明会に参加できない住民については、医師所在の公共機関等での説明等を実施。
- ・地方公共団体は、調査表等により、禁忌者、アレルギーを調査。
- ・地方公共団体は、住民に他人への譲り渡しはしない旨を指示。

住民へ事前配布

- ・説明会等における留意事項を説明書としても添付。
- ・住民に必要な分のみを配布(期限切れ等の不要なものは原則回収)。

※PAZ外は、平時に備蓄を行い、緊急時に配布することを原則。

ただし、予防的防護措置を実施する可能性がある地域や避難途中で安定ヨウ素剤の受け取りが困難な地域等については、PAZ内と同じ方法で事前配布することも可。